



●高尾山ケーブルカー



●甲州街道いちょう並木

地域生活支援拠点等整備推進 モデル事業



●八王子まつり(山車)



●今熊山のミツバツツジ

八王子市障害者地域生活支援体制整備



●八王子駅前



●八王子市上空から見た富士山



●八王子城跡

目次

1. 八王子市の紹介	1
2. 事業目的及び事業実施主体	2
3. 事業要旨	3
4. 本市が整備する「面的整備型」のイメージ	4
5. 事業内容	5
6. 必要な機能の具体的な実施内容	6
7. 事業実施の結果及び今後の課題・方針	8

1. 八王子市 の紹介



八王子市は、東京都心から西へ約 40 Km、新宿から電車で約40分の距離に位置しています。

地形はおおむね盆地状で、北・西・南は海拔 200 m から 800 mほどの丘陵地帯に囲まれ、東は関東平野に続いています。

本市は、大正6年の市制施行から、平成29年で100年を迎えます。また、平成27年4月からは、東京都内初の中核市となり、人口58万人の多摩地区のリーディングシティとして、21の大学を抱えた学園都市として、発展を続けています。

面積 186.38 Km

人口 国勢調査集計結果 580,053 人 (平成22年10月1日 現在)

住民基本台帳人口 562,019 人 (平成28年3月末日 現在)

うち外国人住民 10,338 人

手帳所持者数 (平成28年3月末日 現在)

身体障害者手帳 10,474 人

愛の手帳(療育手帳) 4,101 人

精神障害者保健福祉手帳 4,274 人



2. 事業目的及び事業実施主体

・事業目的

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者（児）の地域生活支援を促進する観点から、障害者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、本格実施に向けた準備として、障害福祉ニーズの把握等の現状分析や調査を行うとともに、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制を整備する。

・事業実施主体

八王子市

※ 現状分析や調査、地域生活支援準備サポート要員による体制整備業務については、委託して実施。

3. 事業要旨

既存のサービスにつながっておらず、支援することが困難な障害者を対象に含め、障害者が地域で暮らすうえで必要な支援を行う「地域生活支援拠点」として面的な体制の整備、立上げのため、地域自立支援協議会の下にプロジェクトチーム(以下「PT」という。)を置き、日常生活の支援について検討・準備を行った。

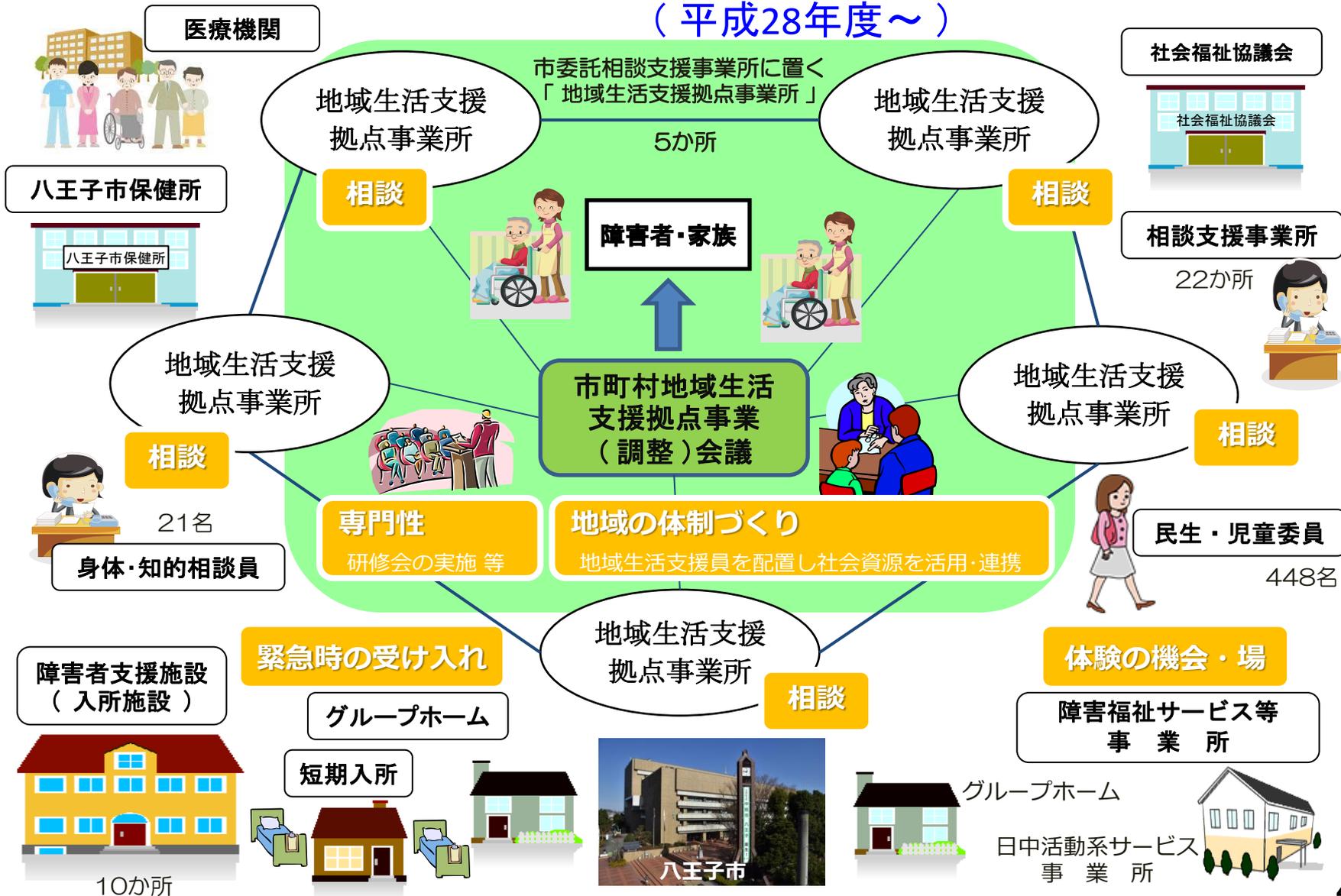
また、市内5か所の市が委託する相談支援事業所に「地域生活支援準備サポート要員」を新たに配置し、PTと連携・情報共有しつつ、拠点等の立上げに必要な下記の事業を行った。

- ① 人材の育成や、既存のサービスを組み合わせた支援の検討。
- ② 地域生活に必要な支援について、地域の様々なニーズを調査。
- ③ 障害者が地域生活を送るうえで困難な事例等を把握し、その問題を解決するために必要な支援やサービスの提供(来年度以降、「地域生活支援員」が行う日常生活支援・アウトリーチ支援)についての検討。
- ④ 障害者が安心して暮らし続けられるよう、市内の支援機関、事業者等のネットワーク化を進め、連携を強化し、切れ目なく支援を行うことができる体制づくり。

なお、障害当事者の参画により事業を進めたことを付記する。

4. 本市が整備する「面的整備型」のイメージ

(平成28年度～)



5. 事業内容

準備委員会等の開催

障害者地域自立支援協議会（地域移行・継続支援部会）の「国モデル事業PT」に外部委員として2名の学識経験者を加え、現状分析や必要な機能、面的整備の取組み等について検討。

構成員は、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等職員、難病患者支援団体等関係者、精神科病院SW、障害当事者、学識経験者など15名。4回開催。

専門家の招聘

大学において障害福祉、障害者支援等について研究し、支援現場にも見識がある学識経験者とした。（準備委員会の外部委員として2名、学習会の基調講演講師1名）

関係者への研修

準備委員会において、必要な「人材確保・養成」の機能として研修会等の実施を企画。学習会（地域への説明を兼ね公開講座とした）1回、研修会1回、地域生活支援準備サポート要員連絡会を4回開催。

6. 必要な機能の具体的な実施内容

本モデル事業では、市内5か所の市委託相談支援事業所に「地域生活支援準備サポート要員」を新たに配置し、拠点等の立上げに必要な下記(1)～(5)の機能を担う体制を構築するための準備を行った。

準備にあたり検討した結果を踏まえ、来年度の本格実施において必要となる機能の具体的な実施内容については下記のとおりとし、来年度は5か所の「地域生活支援拠点事業所」に「地域生活支援員」を配置し、実施するものとする。

(1) 相談

地域生活支援員が相談を受け、①既存の福祉サービス等につなげる。②相談に応じ、助言する。③必要な場合は、訪問等による相談、日常生活支援や直接処遇等の**アウトリーチ支援**を行う。

(2) 体験の機会・場の提供

グループホーム体験入居、自立支援プログラム—人暮らし体験(法人独自事業)、宿泊体験・余暇支援プログラム(都・市補助事業)、障害福祉サービス等の見学や体験利用等の活用。

(3) 緊急時の受入れ・対応

地域生活支援員、指定相談支援事業所、八王子市が連携し、入所施設、短期入所、グループホーム、法人独自で取組む体験の場などへの受入れについて対応(調整)する。地域生活支援員の24時間対応など、夜間・休日の体制について検討する。

(4) 専門的人材の確保・養成

地域生活支援員や相談支援専門員、障害福祉関係者を対象とした研修会(学識経験者による講演会やグループワーク等)、5拠点事業所連絡会を開催し、人材の確保・養成・資質向上を図る。

(5) 地域の体制づくり

5か所の拠点事業所を核とし、市内の障害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源、医療機関、公的機関や各種制度(障害福祉以外の分野も含む)を活用、連携し、障害者が安心して暮らし続けられるよう、切れ目ない支援を行う。

前記(1)～(4)の機能は地域自立支援協議会の組織に位置づける「地域生活支援拠点事業(調整)会議」で内容を協議し実施する。

7. 事業実施の結果及び今後の課題・方針

本モデル事業で行った検討を踏まえ、平成28年度から市内5か所の市委託相談支援事業所に置く「地域生活支援拠点事業所」に「地域生活支援員」を配置し、市内の障害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源、医療機関、公的機関や各種制度（障害福祉以外の分野も含む）を活用、連携して前項（1）～（5）の機能を担う。

また、**地域生活支援員は、現行のサービスに無い見守りや付添いなどの日常生活支援、簡単な直接処遇等のアウトリーチ支援を行う。**

今後のニーズに対して「地域生活支援員」を増員することが考えられるが、財源の確保についての課題がある。

財源を確保できれば、地域生活支援員の増員、資質向上を進め、さらに地域生活支援員の活動をコーディネートする人員を配置し、本市の目指す姿として『地域資源を活用し、地域の事業者が機能を分担して障害者の地域生活を支援する体制の確立』を方針として本事業を推進・拡大していく考えである。